

羽村市が発注する工事における現場代理人の常駐義務緩和及び兼任の運用基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）に関し、受注者との間で締結した工事請負契約書の定めにより現場代理人が工事現場に常駐することを要しないこととすること（以下「常駐義務緩和」という。）及び常駐義務緩和を受けて、市発注工事の現場代理人が他の公共工事の現場代理人を兼ねること（以下「兼任」という。）の運用基準について定めるものとする。

(常駐義務緩和の要件及び期間)

第2条 常駐義務緩和の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 現場代理人が工事現場に常駐しない場合における連絡体制が書面により明らかにされること。
- (2) 前号の連絡体制に基づき、監督員が当該現場代理人と常に連絡を取ることができ、かつ、緊急時においては、当該現場代理人が直ちに工事現場に赴くことができること。

2 常駐義務緩和の期間は、次の各号に掲げる市発注工事の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 契約金額（契約金額の増額変更があった場合にあっては、変更前の契約金額。次条第1項第1号において同じ。）が4,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）未満の工事 工事の全期間
- (2) 前号に掲げる工事以外の工事 次に掲げる期間
 - ア 工事の契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事が開始されるまでの期間その他工事現場における施工の開始がされるまでの期間
 - イ 自然災害の発生、埋蔵文化財の調査等のやむを得ない事由により工事現場における施工の全部を一時中止している期間
 - ウ ア及びイに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼任の要件)

第3条 兼任をするための要件は、前条第1項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 兼任に係る市発注工事及び他の公共工事（以下この項において「兼任工事」という。）の契約金額が、いずれも4,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）未満であること。
- (2) 兼任工事の合計件数が3件を超えないこと。
- (3) 兼任工事の工事現場相互の距離が、いずれもおおむね10km以内であること。

（兼任の届出）

第4条 受注者は、現場代理人に兼任をさせようとするときは、あらかじめ市長と協議の上、市長にその旨を届け出るものとする。

- 2 前項の規定による届出の様式及び処理方法は、請負者提出書類処理基準（昭和56年決裁）で定めるところによる。

（兼任の解除）

第5条 市長は、前条第1項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る兼任が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該兼任を解除することができる。

- (1) 当該兼任が第3条に規定する要件に該当しないとき。
- (2) 当該兼任により、工事現場における安全管理が徹底されないおそれがあるときその他現場代理人の工事現場における運営、取締り及びその権限の行使に支障が生じるおそれがあるとき。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

（請負者提出書類処理基準の一部改正）

- 2 請負者提出書類処理基準（昭和56年決裁）の一部を次のように改正する。

別表第1着手の項を次のように改める。

着手	着手届	様式第5号	工程表（様式第6号）を添付する。
	工程表	様式第6号	
	現場代理人及び主任技術	様式第7号	経歴書（様式第9号）を添付す

者等通知書		る。
専門技術者通知書	様式第 8 号	経歴書（様式第 9 号）を添付する。
経歴書	様式第 9 号	
監理技術者資格者証届	様式第 1 0 号	監理技術者を選任する場合に様式第 7 号に添付して使用する。
現場代理人兼任届	様式第 1 0 号の 2	現場代理人が他の公共工事の現場代理人を兼任する場合の届出に使用する。
施工計画書	様式第 1 1 号	
仮設計画書	様式第 1 2 号	
下請負届	様式第 1 3 号	下請負者一覧表（様式第 1 4 号）を添付する。
下請負者一覧表	様式第 1 4 号	
施行体制台帳	様式第 1 5 号	
再下請負通知書	様式第 1 6 号	施行体制台帳（様式第 1 5 号）に添付する。
工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	様式第 1 7 号	

様式第 1 0 号の次に次の様式を追加する。